

# 鳥取縣公告

## 告示

◇鳥取縣告示第四百七十九號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 氣高郡日置谷村大字藏内一九五ノ四

現本籍地 同 善田九一

現住所及開業地 同

昭和二十二年九月三十日養子縁組により前姓「前田」を「磯江」に並に本籍地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年十月二十五日訂正

磯 江 美 智 子

大正二年四月十日生

昭和二十二年十月二十八日  
第千八百五十五號

火 曜 日

◇鳥取縣告示第四百八十號

鳥取縣労働文庫規程を次のように定める。

昭和二十二年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣労働文庫規程

第一條 本文庫は鳥取縣労働文庫と稱する。

第二條 本文庫は縣勞政課、各勞政事務所並びに鳥取縣立鳥取公民館に設置する。

第三條 本文庫は主として労働に關する圖書を蒐集保存して、労働關係者の閱覽に供し労働運動の進展に寄與することを目的とする。

第四條 本文庫は設置箇所それぞれ長の管理する。

第五條 圖書を閱覽しようとする者は、口頭又は書面を以つて其の旨を管理者に申出でなければならぬ。

貸與を受けようとする時は、帯出書籍簿（別紙様式）

本署ノ大キヤハ規定簿ニシテ

に記入捺印しなければならない。  
 第六條 圖書の閲覧、貸與は無料とする。但し圖書を紛失し若しくは損傷せしめた者は、其の時價の全部又は一部を辨償しなければならない。

辨償の額は管理者が決定する。

第七條 圖書の貸與期間は一週間とす。但し期間を超過して貸與を受けんとする者は、豫め管理者の承認を経なければならない。

第八條 圖書の貸與を受けた者は之を他に轉貸してはならない。

第九條 この規程に定めたものゝほか閲覧又は貸與について必要あるときは、管理者に於いて別段の定めをすることが出来る。

附 則

この規程は昭和二十二年十月二十八日からこれを施行する

様式

帯出書籍簿

圖書名	整理番号	借出者名	貸與受領者名	年月日	年月日
		住所氏名又は所属組合名			

◇鳥取縣告示第四百八十一號

物價統制令第十六條の規定による届出があつたので受理した。

昭和二十二年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、氏名

東伯郡由良町由良宿一五九六 遠藤繁義

二、品名及び加工賃

品名 煎餅(甘味入)

加工賃 製品一〇〇匁につき 一八圓〇〇

三、原料粉一〇〇匁につき製品九〇匁以上を渡すものと

し、甘味等の副資材は受託者持とする。

四、この告示後物價統制令第四條による別の額の指定があつたときはこの届出價格は失効する。

82100

昭和二十二年十月二十八日  
 昭和二十二年十月二十八日發行

鳥取縣公報

(昭和二十二年十月二十八日)

鳥取縣公報